

第八條 申告義務者ニシテ前條ノ期間内ニ關東州國勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケザルトキハ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出ズベシ

第九條 申告義務者ハ昭和十五年十月一日午前八時迄回ヲ待チ之ヲ提出スベシ

第十條 昭和十五年十月一日午前零時ニ關東州内ニ現

在シタル者ニシテ第二條第一項第一號ニ掲タルモノ

何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ國勢調査委員ニ其ノ旨ヲ申出

ヅベシ

第二條第一項第二號乃至第四號ニ掲タル者何レノ世

帶ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ本人又ハ第五條ニ規定スル配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹若

ハ召集通報人ニ於テ知リタルトキ亦前項ニ同ジ

第十一條 關東州廳長官ハ滿洲國駐劄特命全權大使ノ命ヲ承ケ國勢調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第十二條 國勢調査執行ノ爲地方ニ國勢調査委員長、國勢調査副委員長、國勢調査指導員、國勢調査參與員及國勢調査委員ヲ置ク

第十三條 國勢調査委員長ハ市長又ハ民政署長ヲ以テ之ニ充ツ關東州廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ管掌ス

國勢調査副委員長ハ警察署長ヲ以テ之ニ充ツ國勢調查委員長ヲ佐ケ地方ニ於ケル調査ノ執行ヲ管掌ス

國勢調査指導員ハ公務員中ヨリ大使之ヲ命ズ國勢調查委員長ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス

國勢調査參與員ハ公務員又ハ學識名望アル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ヲ佐ケ調

査ノ趣旨ノ普及ヲ圖リ其ノ執行事務ニ參與ス

國勢調査委員ハ公務員又ハ地方ノ事情ニ通曉スル者ノ中ヨリ大使之ヲ命ジ又ハ囑託ス國勢調査委員長ノ

指揮監督ヲ承ケ擔當調査区内ニ於ケル關東州國勢調查申告書用紙ノ配付、關東州國勢調査申告書ノ蒐集、

調査事項ニ關スル質問其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十四條 國勢調査委員長ハ調査ヲ執行スル爲關東州廳長官ノ認可ヲ經テ管内ノ區域ヲ調査區ニ分畫シ國勢調査委員ノ擔當區ヲ指定スベシ

第十五條 國勢調査委員ニハ別ニ告示スル様式ノ徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十六條 國勢調査委員各世帯ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル期間ハ昭和十五年九月十日ヨリ同年十月五日迄

トス但シ蒐集シタル關東州國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲國勢調査委員前項ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザルトキハ事故ノ止ミタル後直ニ之ヲ執行ス此ノ場合ニ於テハ國勢調査委員長ハ直ニ其ノ旨ヲ

關東州廳長官ニ報告スベシ

關東州廳長官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ大使ニ報告スベシ

第十七條 外國ノ軍艦、刑務所及留置場ニ現在スル者ノ調査ニ付テハ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第十八條 關東州國勢調査申告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

關東州國勢調査申告書ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ公表スルコトヲ得ズ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 國勢調査ノ事務ニ從事シタル者ニシテ其ノ職務ノ執行ニ因リ知得タル事項ヲ故ナク他人ニ漏洩シタルモノ

二 國勢調査ニ際シ之ヲ忌避シ、申告ヲ爲サズ又ハ不實ノ申告ヲ爲シタル者

三 申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得ザラシメタル者

四 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ國勢調査ヲ妨ゲタル者

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕昭和七年十一月二十五日律令第一號ハ本島人ノ戸籍ニ關スル件ナリ

勞働者災害扶助法施行令その他の一部改正

勞働者災害扶助法施行令は昭和十五年勅令第六百十

五號を以て一部改正を見たが、同じく勞働者災害扶助責任保険法施行規則も同月十八日厚生省令第三十五號を以て一部改正を見るに到つた。なほ勞働者災害扶助責任保険に於ける保険料率も厚生省告示第二百八十八號を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

勞働者災害扶助法施行令中改正

労働者災害扶助法施行令中左ノ通改正ス

第二條第一項第二號中「一萬圓」ヲ「五千圓」ニ改ム

第十五條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ロ)ノ注文

ニ依ル工事又ハ同號(ハ)ノ工事ニ使用セラル者ニ

付テハ一日ニ付十六歳未滿ノ者ハ五十五錢、十

六歳以上ノ女子ハ八十錢、其ノ他ノ者ハ一圓三十

附 則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條ノ改正規定ハ請負金額一萬圓未滿ノ工事ニシテ

本令施行前ニ請負契約ノ締結セラレタルモノニハ之ヲ

適用セズ

本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ

規定ニ依ル

〔參照〕

昭和六年八日公布勅令第二百七十六號労働者災害

扶助法施行令抄錄

第二條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ハ

左ノ各號ノ一ニ該當スル規模ノモノトシ軒高

九米未滿ニシテ且建築面積三百三十平方米未滿ノ

木造家屋ノ建築工事ヲ除ク

二 請負ニ依ルモノニシテ請負金額一萬圓以上ノ

モノ

第十五條第一項

標準賃金ハ左ノ各號ノ金額トス

一 労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工

事ニ使用セラル者ニ付テハ一日ニ付十六歳未

労働者災害扶助責任保険法施行規則中改正

(昭和十五年九月十八日)

(厚生省令第三十五號)

第十五條 削除

第二十條第一項、第二十二條及第二十三條中「労働者災害

扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事」ヲ「労働者災害

扶助責任保険ニ付スル工事」ニ改ム

第一條乃至第五條、第八條、第十四條、第十六條及第

十九條乃至第二十一條中「社會局長官」ヲ「保險院長官」

ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和六年十一月二日内務省令第三十三號労働者災害

扶助責任保険法施行規則抄錄

第十五條 前條ノ保険金支拂ノ請求書ハ毎月二十日

迄ニ前月分ニ付之ヲ提出スベシ

第二十條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ

扶助責任保険法施行規則抄錄

第十五條 前條ノ保険金支拂ノ請求書ハ毎月二十日

迄ニ前月分ニ付之ヲ提出スベシ

第二十條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ

扶助責任保険法施行規則抄錄

第十五條 前條ノ保険金支拂ノ請求書ハ毎月二十日

迄ニ前月分ニ付之ヲ提出スベシ

第二十條第一項

労働者災害扶助法第一條第一項第二號(ハ)ノ工事ノ

扶助責任保険法施行規則抄錄

工事ノ種類	請負金一萬円當りノ保険料	賃金一圓當りノ保険料
第一項第二號(ロ)ノ工事	四三	六三

(別表)

昭和六年十一月内務省告示第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス

一 工事ニシテ其ノ支給シタル物ノ種類別數量及
ニ據ル但シ其ノ種類毎ニ請負金額又ハ賃金額ガ區分セ
ラル場合ニハ此ノ限ニ在ラス

附 則

ハ扶助ヲ受クベキ者未成年者若ハ禁治產者ナルト
キ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スペキ罰則ハ其ノ
法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル
者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一項第二號(ロ)ノ工事ノ注文者、保険契約者、保険金受取人又

法定代理人又ハ法令ノ規定ニヨリ法人ヲ代表スル

